令和2年11月定例会会議録

令和2年豊郷町議会11月定例会は、令和2年12月18日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

| | 1 | 畨 | 日月 | 日比野 | | _ |
|---|---|---|----|-----|----|----|
| | 2 | 番 | 辻 | 本 | | 勇 |
| | 3 | 番 | 中 | 島 | 政 | 幸 |
| | 4 | 番 | 村 | 岸 | 善 | _ |
| | 5 | 番 | 前 | 田 | 広 | 幸 |
| | 6 | 番 | 高 | 橋 | 直 | 子 |
| | 7 | 番 | 北 | Ш | 和 | 利 |
| | 8 | 番 | 西 | 澤 | 博 | _ |
| | 9 | 番 | 鈴 | 木 | 勉 | 市 |
| 1 | 0 | 番 | 西 | 澤 | 清 | 正 |
| 1 | 1 | 番 | 河 | 合 | | 勇 |
| 1 | 2 | 番 | 今 | 村 | 恵美 | €子 |

2、当日の欠席議員は次のとおり

なし

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のために出席を求めたる者は 次のとおり

| 町 | | | | | 長 | 伊 | 藤 | 定 | 勉 |
|---|----------|---|-----|---|---|---|----|----|----|
| 教 | 育 | | | | 長 | 堤 | | 清 | 司 |
| 総 | <u> </u> | 務 | 課 | ļ | 長 | 山 | 田 | 裕 | 樹 |
| 総 | 務 | | 課 | | 長 | 北 | Ш | 貢 | 次 |
| 企 | 画 | 振 | 興 | 課 | 長 | 清 | 水 | 純- | 一郎 |
| 税 | Ž | 務 | 課 | | 長 | Щ | 口 | 昌 | 和 |
| 保 | 健 | 福 | 祉 | 課 | 長 | 森 | | ちる | あき |
| 医 | 療 | 保 | 険 | 課 | 長 | 西 | Щ | 喜何 | サナ |
| 住 | 民 | 生 | 活 | 課 | 長 | 長 | 谷川 | 勝 | 就 |
| 会 | 計 | 徎 | Ť J | 理 | 者 | 小 | 西 | 直 | 美 |
| 人 | 権 | 政 | 策 | 課 | 長 | 西 | Щ | 逸 | 範 |

地 域 整 備 課 長 岡 村 浩 孝 産 業 振 興 課 長 山 田 篤 史 上 下 水 道 課 長 森 本 智 宏 教 育 次 長 馬 場 貞 子 社 会 教 育 課 長

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

 議 会 事 務 局 長
 神 辺
 功

 書
 記
 久保川 真由美

5、提案された議案は次のとおり

議第92号 彦根愛知犬上広域行政組合の共同処理する事務の変更および規約 の変更に関する協議につき議決を求めることについて

議第94号 豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案 ≪総務産業建設常任委員会委員長報告≫

≪文教民生常任委員会委員長報告≫

議第97号 豊郷町議会議員および豊郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例案

≪総務産業建設常任委員会委員長報告≫

議第98号 令和2年度豊郷町一般会計補正予算(第7号)

《予算決算常任委員会委員長報告》

議第99号 令和2年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) 《文教民生常任委員会委員長報告》

議第100号 令和2年度豐郷町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

≪文教民生常任委員会委員長報告≫

議第101号 令和2年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号) 《文教民生常任委員会委員長報告》

議第102号 令和2年度豊郷町一般会計補正予算(第8号)

委員会の閉会中の継続調査申し出について

(議会運営委員会)(総務産業建設常任委員会) (文教民生常任委員会)(予算決算常任委員会) (議会広報常任委員会) 河合議長 これより11月定例会を再開いたします。

(午前8時54分)

ただいまの出席議員は12名で、会議開会定足数に達しております。よって、 本日の会議は成立いたしました。

これより会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、12番、今村恵美子君、1番、日比野雄二君を指名いたします。

日程第2、議第92号彦根愛知犬上広域行政組合の共同処理する事務の変更 および規約の変更に関する協議につき議決を求めることについてを議題といた します。

これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。

北川文教民生常任委員会委員長。

北川文教民生

常任委員長 はい。

河合議長 北川議員。

北川文教民生

常任委員長 改めまして、皆さんおはようございます。

議第92号文教民生常任委員会報告をいたします。

去る12月7日の本会議におきまして、当委員会に付託をされました議第92号彦根愛知犬上広域行政組合の共同処理する事務の変更および規約の変更に関する協議につき議決を求めることについて、去る12月11日、委員6名出席の下、町長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審議を行いました。

議第92号の審査では、一般廃棄物、中継処理施設の設置及び管理運営に関する事務を行う期間は今後何年ぐらいを見込んでいるのか、また、経費負担の負担割合の変更の有無とその考え方について何度か質疑がされました。

質疑終了後、討論の申出なく、採決の結果、全員賛成で可決することに決しま した。

以上、文教民生常任委員会の報告といたします。

河合議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

これより、文教民生常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

議員なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第92号の討論に入ります。討論はありませんか。

議員なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

次に、議第92号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第92号彦根愛知犬上広域行政組合の共同処理する事務の変更および規約の変更に関する協議につき議決を求めることについては、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第92号は委員長の報告のとおり可決されま した。

> 日程第3、議第94号豊郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例案から 日程第4、議第97号豊郷町議会議員および豊郷町長の選挙における選挙運動 の公費負担に関する条例案までを一括議題といたします。

これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。

村岸総務産業建設常任委員会委員長。

村岸総務産業

建設常任委員長はい、議長。

河合議長 村岸議員。

村岸総務産業

建設常任委員長 それでは、総務産業建設常任委員会報告をいたします。

去る12月7日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第94 号豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案、議第97号豊郷町議会 議員および豊郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例案につい て、去る12月10日、委員5名出席の下、町長、担当課長、課長補佐の出席を 求め、慎重に審議を行いました。

94号の審議では、地方税法第703条の5に規定する総所得金額及び山林 所得金額の合計額が33万円から43万円に10万円引き上げられることによ り、該当する部分の対象者数はどれだけか、当該所帯に給与所得者がある場合の 計算方法はどのように計算するのか、山林所得に係る該当者の優遇についてな どが質疑されました。

質疑終了後、討論の申出はなく、採決の結果、全員賛成で可決することと決しました。

97号の審議では、公費負担として選挙運動用自動車の使用対象が認められ

る範囲がどの範囲になるのか、また、選挙運動自動車の運転手としての対象者と タクシーを使用した場合に複数人が交代で行った場合の公費負担対象はどうか、 選挙運動期間中の運転手雇用1名という表現の解釈について、雇用契約等をす る時期について、公費負担対象となる各事柄の内容と限度額について、収支報告 の提出について、公費負担に対する国等からの補助金等財政支援の有無につい てなどが質疑されました。

質疑終了後、討論の申出はなく、採決の結果、全員賛成で可決することと決しました。

以上で、総務産業建設常任委員会報告を終わります。

河合議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

これより、総務産業建設常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

議員なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第94号の討論に入ります。討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

次に、議第94号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第94号豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第94号は委員長の報告のとおり可決されま した。

これより議第97号の討論に入ります。討論ありませんか。

議員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

次に、議第97号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第97号豊郷町議会議員および豊郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第97号は委員長の報告のとおり可決されま

した。

日程第5、議第98号令和2年度豊郷町一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。

これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。

西澤博一予算決算常任委員会委員長。

西澤博一予算

決算常任委員長 議長。

河合議長 西澤議員。

西澤博一予算

決算性委員長 それでは、予算決算常任委員会報告をいたします。

去る12月7日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第98 号令和2年度豊郷町一般会計補正予算(第7号)について、去る12月8日、委員12名全員出席の下、町長、教育長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審議を行いました。

各課担当課における主な質疑内容といたしまして、税務課においてはウイル ス感染予防対策とする消耗品の内容について、総務課においては消防自動車売 払い金設定の経過と財政調整基金に670万円を超える繰入れを行う財源につ いて、また庁舎建て替え工事申請手数料が生じる理由と災害対策費が減額され ている理由についてなど、企画振興課では豊郷小学校旧校舎活用寄附金とふる さと応援寄附金の各寄附金の状況と寄附金をそれぞれ振り分けることについて、 また、地域づくり推進事業の一般コミュニティー助成事業の内容とその募集に 関わる経過について、住民生活課では有料回収に対する町の持ち出し状況と今 後のごみ処分負担金の動向についてなど、保健福祉課ではふれあいプラザ貸付 料の算定方法と今後のいきいきサロン実施場所について、また作業所活動支援 の補助金は作業所利用者の工賃につながったのかどうかの確認についてなど、 医療保険課では介護保険事業費の低所得者保険料軽減において低所得者で出入 所されている限度額認定者の人数と要支援の人数など、産業振興課では農業費 補助金の内容についてと大豆栽培に関わる助言や指導の取組状況などについて、 地域整備課では不動産売払いをする場所とその内容の確認、道路橋梁費で測量 設計を行う内容についてなど、人権政策課では町分譲地売払いに当たっての入 札に関わる要綱等の考え方について、愛里保育園では費用弁償と修繕費の内容 について、教育委員会学校教育課では救急医療対策事業補助金が減額となった 理由とスクールサポートスタッフ配置支援事業の今後の見通しについて、小中 学校の各備品購入費が大きく減額されている理由などについて、社会教育課で

は町史編さん事業の推進状況と町史をどの時代から始めるように設定しているのか、また、町史設定を進める視点の確認などが質疑されました。

質疑終了後、反対討論の申出があり、採決の結果、賛成少数で否決とすることと決定しました。

以上、予算決算常任委員会の報告といたします。 以上です。

河合議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

これより、各常任委員会委員長の報告について、質疑を行います。質疑はありませんか。

議員なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

議第98号については、今村恵美子君からほか修正の動議が提出されています。したがって、これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

今村さん。

今村議員 はい。

それでは、議第98号令和2年度豊郷町一般会計補正予算(第7号)につきまして修正案の説明をさせていただきます。

まず、この修正案の中で、町有地の売払い、このことですが、この町の同和対策事業で起こした分譲地の売払い、これについて、問題が発覚したのは昨年の12月議会のときでした。そのときも町が補正を、この予算を上げましたが、伊藤町政で。しかし、これもそのときにこういう不明朗なものはちゃんと精査する必要があるということで修正動議を出して補正予算は否決された経緯がございます。

それから1年ほどたって、その間に町として問題点をそれなりに行政の側としては町有地の不正、不法占有がどのくらいで行われてきたのか、ほかにも町の分譲地ではなかったのかと。また、そういった中で賃貸料の請求が行われ、損害賠償請求額として一定の額が町に入ってきたという経緯がございます。

そういった中で、今回、さらにこの問題で、補正予算でその分譲地を含めた売払い、売却をしたいという予算が出ましたが、これについて、やはり今回の売払いで町が説明したのは、鑑定士さんの評価額に合わせて応札される方に対しては全てを同一でやっていくという形の説明がございましたが、これについては、やはり今の豊郷町の土地標準地価、これは平均で1万9,000円ぐらいなんですけど、そういった中で今回の出されてきた、町が予算化した金額は鑑定士さんから聞いてつくりましたということでしたが、それでも1平米当たりやはり1

万弱というのが2筆あって、1つは1万円ほどでした。でも、本来でしたら、今、豊郷の標準的な地価というのは1坪6万から7万、こういったのが今標準的になっているときにこういった安い価格で売却をしていくということで、それについては、従前からこれは同和対策事業でやってきた、造成した、こういった町有地だからそういった価格を設定しているということも説明もありましたが、問題点は、やはりこの不法占有が、同和対策事業に協力した地域住民の皆さんからしてみれば、なぜそれが長年にわたって許されてきたのかという問題が町民は納得がいっていない。こういった中で、最低の価格で、それを上回る金額で、一番高い人で落札したらそれで済むという問題ではないと考えます。

その根拠としては、やはりこの町有地を管理するのは行政です。やっぱり行政 責任が私は今も問われていると思うんです。豊郷町の財務規則の第176条、公 有財産の管理、またはその177条、公有財産台帳、こういったのを整備して、 いつも的確に管理されているかどうかを町は把握していなくてはなりません。

また、この町有地に関しては、もう数十年放置されたままという形で、また税務課でも固定資産税課税台帳等ございますから、総務課、税務課、また人権政策課などはこの不法占有があったという事実は既に確認をしているわけです。町長は、あの直後に新聞記者から取材をされて三、四年か五、六年かよく覚えていないみたいなことをおっしゃいましたが、前課長時代にこのパトロールの中で町有地の不法占有は明らかになっており、少なくとも行政では3年以上前から分かっていたことだと私はそのように判断しています。

こういった土地が一般の皆さんの公募に対して受け付けると同様に応札ができるというのは、町民からしてみれば、非常にそういったことは、町は特定の人には甘い、まして公職の議員や、また町の公共事業を請け負う指名業者に対しては、特定の人には甘い政策を伊藤町政はやるんだなという行政不信をまだ蔓延させる危険性もございます。こういったことを、やはり町が襟を正して町民の皆さんが納得のいく公売をかけるべきではないかということで、今回この関係の3筆、安食南389の10番、また安食南389の11番、下枝18の11番地、この3分譲地については再度見直し、検討すべきだということの減額修正を行いました。

また、もう1つ、今回上がっておりますコミュニティー助成事業において160万円、これは総務費の地域づくり推進事業費の中で上がっておりますが、この問題も委員会で指摘がありましたように、この宝くじによる助成金の活用、募集期間が短期間であったために町内の全字の区に周知徹底ができたかというのは非常に疑念があります。

こういった中で、私も三ツ池の評議委員の人にも聞きましたが、別に区長から そんな話は聞いていないという話も承りましたし、電話連絡だけで、夜中に区長 に電話が届いても、そんな夜遅い時間に区長がそれに対応する時間もない、こう いう緊急なやり方でこういったことをやっていくというのは、公正、公平な観点 で全字にこういった事業の取組、またそういった申請への業務を果たしていく ことを行政がやるべきであるに対しては非常に問題があるんじゃないかと。そ のことは、この形じゃなくても各区の要望に対しては町独自の支援もあります し、また、こういった県、国の要望も使っていってもいいと思うんです。だから、 そういうことも含めて、今回はちょっと見直しをされて、町民に付託された町行 政としては信頼をちゃんと、各字にも、また関係地区住民の皆さんにも、全町民 に対しても、町行政は全体の奉仕者、町民全体の奉仕者ということを宣誓されて、 町長以下町職員の皆さんは日々本当にご苦労されているのは分かっております が、さらにこういった問題、公金の絡む問題ですから、襟を正すべきだというこ とで、修正案を今回提案させていただいております。

内容につきましては、修正案の内容を見ていただくと、歳入で差引き160万円の減額です。分譲地関係の3筆の合計金額は570万円でしたが、これを歳出の中で、これは一般財源として歳出に入ってまいりますので、歳出で、どの部分で減額するということは極めて難しい問題です。ですから、歳入において相殺をさせていただきました。財政調整基金を570万増額させて歳入歳出マイナス160万という修正で、このまちづくり、この160万のコミュニティー事業は雑入ということで歳出でも明らかになっていますので、仕切り直しを今後していただくということで、こういった計上をさせていただきました。

町民の代表機関である議会がより町民に信頼される町政執行、これを実施させるために今回の補正に対する修正動議を出しましたので、皆さんの賛同をお願いいたしまして、提案説明とさせていただきます。

河合議長 これより、修正案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

議員なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に対する賛成討論を許します。

議員なし。

河合議長 次に、原案及び修正案に対する反対討論を許します。

北川議員 修正案に反対。

河合議長 北川議員。

北川議員 私は修正案に反対をします。

まず、いろんなことをだらだらと長くしゃべってくれるのは結構ですけども、 まず、去年の12月、私が全員協議会の中で今の町有地、無断で使った覚えは一 つもありません。声をかけてあります。

そしてもう1点、12番の議員さんはえらく言ってくれますけども、自分とこはどないなんですか。党の看板、バリで支えてんのは町道です。町道を利用して、何十年って、あれ、立ててあります。自分とこが白黒はっきりつけてから人の批判をしてください。

よって、私は今の修正案に対して反対といたします。議員諸君の賛同をよろし くお願いいたします。

河合議長 次に、原案に対する賛成討論を許します。

議員なし。

河合議長 次に、修正案に対する賛成討論を許します。

高橋議員 はい、議長。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 それでは、議第98号令和2年度一般会計補正予算(第7号)に対する修正動 議についての賛成討論を行います。

提案説明の中でも強調されていましたが、原案には以下の2つの点に不備が あることが明らかになりました。

第一に、町民の大事な公有財産の売払いにおいてその土地を不法占拠した当 事者が入札に参加した場合を想定しての一定のペナルティーの条件を全くつけ ていないことです。

2点目としては、一般コミュニティー助成事業160万、これはテレビとオーディオセットとお聞きしていますが、これにつきましては、10月28日付の県からの情報を企画課が各区長に電話で知らせて、手を挙げた四十九院区に決めたとの説明でしたが、各字では、評議委員会を開く余裕がないほどの短期間での打診だったことが分かりました。11月6日が期限なので、たった10日間しかなかったということです。

日頃から何を助成してもらうかを検討し、心積もりをしていたら手を挙げや すいでしょうが、ほかの区にはその準備ができていない。こういう自治区は手を 挙げようがありません。これでは町民の不信感を買うことになります。

以上、原案は公正、公平であるべき予算計上ではないことを指摘し、この2つ の点を減額していますので、本修正案に賛成といたします。

委員会では否決という結果が出ています。この点を重視しまして、議員諸氏の 賛同をよろしくお願いいたします。 河合議長 ほかに討論はありませんか。

議員なし。

河合議長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議第98号を採決いたします。

まず、今村恵美子議員からほか提出された修正案について、起立によって採決いたします。

本修正案に賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、少数)

河合議長 起立少数であります。よって、修正案は否決されました。

次に、原案の議第98号について、起立によって採決いたします。本案に対する委員長の報告は否決であります。したがって、原案について採決いたします。 議第98号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議員(起立、多数)

河合議長 起立多数であります。よって、議第98号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議第99号令和2年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第3号)から日程第8、議第101号令和2年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)までを一括議題といたします。

これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。

北川文教民生常任委員会委員長。

北川文教民生

常任委員長 はい、議長。

河合議長 北川議員。

北川文教民生

常任委員長 それでは、議第99号、議第100号、議第101号、文教民生常任委員会報告をいたします。

去る12月7日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第99 号令和2年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)、議第100 号令和2年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)、議第101号令 和2年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)について、去 る12月11日、委員6名出席の下、町長、担当課長、課長補佐の出席を求め、 慎重に審議を行いました。

議第99号の審議では、一般管理費システム開発委託料の内容について、また 保険給付費の一般被保険者療養給付事業負担金についての例年との状況比較は どうか、国民健康保険運営基金積立金の今後の見込みについてなどが質疑され ました。

質疑終了後、討論の申出なく、採決の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議第100号の審査では、国庫補助金介護保険事業補助金増額内訳や地域密着型介護サービス給付費での認知症通所施設が落ち込む理由について、また認知症の方で重症化する方の傾向と介護予防策として重点に取り組んでいる内容について、豊郷町が地域支援事業において高齢者の健康を見守る取組の状況や、第8期では保険料変更を考える要因についてなどが質疑されました。

質疑終了後、討論の申出なく、採決の結果、全員賛成で可決することを決しました。

議第101号の審議では、後期高齢者医療広域連合納付金で基盤安定繰入れ 部分が減額となっていることが後期高齢者保険料のどの部分でどのように関わ るものかについてなどが質疑されました。

質疑終了後、討論の申出なく、採決の結果、賛成多数で可決することと決しま した。

以上、文教民生常委員会報告といたします。

河合議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

これより文教民生常任委員会委員長の報告について、質疑を行います。質疑はありませんか。

議員なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第99号の討論に入ります。討論はありませんか。

議員なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

次に、議第99号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第99号令和2年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、 委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって議第99号は委員長の報告のとおり可決されま した。

これより、議第100号の討論に入ります。討論ありませんか。

議員なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

次に、議第100号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第100号令和2年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は、 委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第100号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより、議第101号の討論に入ります。討論はありませんか。

議員 討論なしと認め、討論を終結いたします。

次に、議第101号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第101号令和2年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。よって、議第101号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9、議第102号令和2年度豊郷町一般会計補正予算(第8号)を議題 といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい。

河合議長 町長。

伊藤町長 それでは、追加提案させていただきました補正予算につきまして、提案説明を させていただきます。

> 議第102号令和2年度豊郷町一般会計補正予算(第8号)につきましては、 規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ436万5,000円を追加し、 歳入歳出の予算総額を61億891万9,000円とするものでございます。

歳入では、繰入金436万5千円を追加するものであり、歳出では総務費109万4,000円、民生費30万4,000円、教育費296万7千円を追加するものでございます。

補正予算の主な内容を申し上げますと、歳入では5ページ、款18繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金436万5,000円を増額するものであり、次に歳出では、6ページ、款4総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費では、職員異動に伴う人件費に109万4,000円を増額、次に、款3民生費、項1社会福祉費、目2老人福祉費では、灯油等購入費助成金

を減額し、新型コロナウイルス在宅高齢者支援助成金として組み替え、次に、 款10教育費、項2小学校費、目3日栄小学校管理費では、修繕費325 万3,000円の増額、次に、款10教育費、項4幼稚園費、目1幼稚園費では、 会計年度任用職員の雇用による80万8,000円の増額、次に7ページ、款10 教育費、項5社会教育費、目1社会教育費総務費では、職員異動に伴う人件 費109万4,000円を減額するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

高橋議員 議長、6番。

河合議長 高橋さん。

高橋議員 それでは、議第102号令和2年度豊郷町一般会計補正予算(第8号)につきまして、質疑をいたします。

まず、ページとしましては、6ページです。総務費の中、戸籍住民基本台帳費の中で、職員の異動による増額、そしてその同じ額が社会教育費の中で減額となっているんですけれども、この職員異動につきましては、年度途中の今のこの時期に随分異動があるんだなということを感じました。どういう仕事をなさっていた方がどこにどう動いていかれたのかを、ぜひ説明してください。

それから、教育費の中で、日栄小学校の管理費、修繕料325万3,000円 が出ています。この説明をしてください。

幼稚園費におきましては、会計年度任用職員給が増額となっていますが、これは特別支援の必要な子供を見てくださる先生が見つかったという説明を受けているんですけれども、本当にこういうことは大事なことだと思います。この職員をいつ頃から必要として募集をかけておられたのか。ようやく見つかったという表現だったんですけれども、町はこういう大事な職員をストックするためにいろんな工夫をなさっていると思うんですけれども、これは職安を通じての人員確保なのか、それか先生方が持っていらっしゃるネットワークでの確保だったのかの説明をお願いします。

続きまして、7ページ、ここで社会教育総務費の中で異動が見えてきたんですけれども、町史について一生懸命頑張っておられた方が異動なさったように思います。こういうことで欠員になってしまった。これは、今後こういう社会教育の中のお仕事関係にはどんな影響が出そうですか。よろしくお願いします。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 それでは、高橋議員の質疑にお答えさせていただきます。

まず、6ページ、総務費の戸籍住民基本台帳費の職員異動の増額についてなんですけども、年度途中の異動はなぜかということですが、ちょっと税務課の方で10月31日に1名の方が年度途中で退職されました。11月30日に社会教育課の方で職員が1名退職されたことに伴い、10月1日に住民生活課のパートタイムの方を税務課に異動させていただきまして、社会教育課の方には12月1日にパートタイムの方1名を雇い入れております。その中で、住民生活課の方が手薄になるということで、ちょっとお話合いをさせていただきまして、社会教育課の元住民生活課で勤務していた者を異動で社会教育課から住民生活課に異動させたということが原因でございます。

以上でございます。

あと、7ページの社会教育課の町史に携わっていた者を異動したのはなぜか ということなんですけども、これについては、残念ながらこの方は中途退職され たということでございます。

以上です。

教育次長 議長。

河合議長 馬場貞子教育次長。

教育次長 高橋議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

まず、日栄小学校の修繕費についてですが、こちらにつきましては、日栄のさ とにありますガスの保管容器の交換の修繕でございます。

幼稚園費につきましては、採用方法につきましては、ハローワークでの公募となります。

以上です。

河合議長 高橋さん、再質疑ありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 はい、どうぞ。

高橋議員 それでは、再質疑をさせていただきます。

退職者が結局2人出たという確認をさせていただきます。

こうやって年度途中で大事な人材が失われるということ、本当に町の行政上厳しい状況になるんじゃないかなと思うんですけれども、私が危惧するのは、この町史関係については、積み重ねが大事だと思うんです。こういうことが主だった方ではなかったかなと思うんですけれども、この穴埋め的なことはどなたがどうやって作業をしていかれるのかをまずお聞きします。

それから、修繕料につきましては、日栄のさとのガスの保管器という説明を受けました。これは小学校の校長、教頭に問い合わせたところ、全く何のことか分

からないということだったので、学校と関係ないからご存じなかったということなんでしょうか。これは第8号ですね。第7号の時点では出ていなかったんですけれども、この約1か月の間で急に悪くなったんでしょうか。こういうことはよくあることなんでしょうか。説明をしてください。

社会教育課長 議長。

河合議長 中山社会教育課長。

社会教育課長 高橋議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほどの町史退職に伴う町史の動きなんですけど、穴埋め的なところというところなんですが、町史につきましては、現在学芸員が1人おりまして、それと、 私、課長の方で3月までは穴埋め的に進めていきたいと思っております。

以上です。

教育次長 議長。

河合議長 馬場貞子教育次長。

教育次長 高橋議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

今回、このような補正を上げさせていただきました経緯につきましては、毎月 給食用のガスを充塡していただいている業者の方から設置後20年たっている ので開放検査が必要であるということの報告を11月末に受けたことによるも のです。

どうして11月議会の当初で上げられなかったかということなんですけれど も、そちらにつきましては、その業者からの報告を受けたのが11月末であった ために第7号補正には間に合わなかったという経緯でございます。

以上です。

河合議長 高橋さん、再々質疑ありますか。

高橋議員 ありません。

河合議長 ほかに質疑ありませんか。

今村議員 はい。

河合議長 今村さん。

今村議員 6ページの款3民生費、ここの目2の老人福祉費の中で、19番負補交で、灯油等購入費助成金の726万5,000円が新型コロナウイルス在宅高齢者支援助成金726万5,000円で同時振替をされているんですが、この国の新型コロナ対策の高齢者対策ということで一定部分国庫補助がつくんだろうと思うんですが、これは町は独自に町単施策としてやっておりましたが、今回はこういう国庫補助に乗せるのはどのぐらいの割合で。今、3次補正の話も出ていますが、どのくらい交付金で入ってくる見込みでこれを振り替えたのか、制度の名前を

変えて新型コロナ対策にしたのか、その財源的な中身を説明してください。

総務課長 はい。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 今村議員の質疑にお答えします。

組替えでのコロナウイルス対策になりますので国庫補助はあるのですかという問いなんですけども、このページを見ていただきますと、特定財源の中での国庫補助金のところに補助の金額が入っておりません。今村議員がおっしゃっているのは恐らく地方創生の交付金関係のことだと思います。今、この関係につきましては、企画の方で調整していただいているんですけども、これ以外の事業を執行すると、今のところ満額ですので、そこで残が出てきましたらこれに振り替える作業はしていただけると思っております。

以上です。

河合議長 今村さん、再質疑はありますか。

今村議員 ありません。

河合議長 ほかに質疑はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

議員なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第102号について採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第10、委員会の閉会中の継続調査申出について、議会運営委員会委員長、総務産業建設、文教民生、予算決算、議会広報の各常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、議会運営委員会は議会運営に関する事項について、総務産業建設常任委員会は行財政問題、農業、商工業、土木ならびに上下水道施設の整備、委員会研修について、文教民生常任委員会は学校教育及び社会教育、福祉保健対策、委員会研修について、予算決算常任委員会は予算決算ならびに委員会研修について、議会広報常任委員会は広報編集、委員会研修について、それぞれ閉会中の継続調査の申出があります。

議会運営委員会委員長ならびに総務産業建設、文教民生、予算決算、議会広報 の各常任委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査にご異議ありません か。

議員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長ならびに総務産業建設、 文教民生、予算決算、議会広報の各常任委員会委員長の申出のとおり、閉会中の 継続調査とすることに決定をいたしました。

これをもちまして、本定例会に提出されました全議案を議了いたしました。それでは本日の会議を閉じます。

これにて令和2年11月第4回定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。 (午前9時50分 閉会)